

## 地方三団体の再意見（平成26年9月）に対する農林水産省の考え方についての意見（反論）

1. 個別の農地転用許可権限の移譲では優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を促進する観点からは必ずしも適切に対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要であるという考え方について（農水省提出資料2-1、下段）
  - 地方六団体提言は、個別の農地転用権限等の移譲を求めるだけでなく、併せて、地方が農地確保の責任を国と共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築しようというもの。したがって、優良農地の確保は十分担保されているものと考えている。
  - なお、地域再生法改正案については、基本計画の策定段階で国の関与（認定、同意等）があり、地域の主体的なまちづくりの実現からは程遠い。地方六団体が求めている農地の総量確保の仕組み、個別の農地転用許可双方における国と地方の役割分担の再構築には到底当たらない。
2. 農地転用許可権限の移譲は行わないが、農地の総量確保の目標設定に当たって、市町村の意見を聴取し、十分に現場の実態を踏まえたものになるようにするという案について（農水省提出資料2-2、P1）
  - 地方六団体の提言は、農地の総量確保について、農業や農村の実態を最も理解している市町村も責任を負おうというもの。農地の総量確保及び農業の活性化についても市町村が必要な役割を果たす以上、もはや、個々の農地の転用許可等について市町村に移譲できない理由はないものとする。
3. 「地権者や進出企業の意向」に左右されて、国が必要と考える目標が確保されないのではないかについて（農水省提出資料2-2、P2）
  - 地方六団体提言は、市町村が主体的に判断し、積み上げにより設定した目標を基本とするべきとしているが、これをそのまま国の目標とすることを求めているわけではない。国と地方が議論を尽くした上で国の総量確保の目標を

設定することとしているもの。

4. 転用による農地のかい廃については事後的な措置では担保措置として不十分ではないかについて（農水省提出資料2-2、P3、P5上段）

- 優良農地の保全のための担保措置については、第三者機関による評価のほか、農地転用許可制度（ミクロ管理）の見直しとして、
  - ・ 今回、新たに設置されるブロック単位での国と地方の協議の場における意見交換を踏まえ、必要に応じて法令の基準や技術的助言の内容の明確化を図ること、
  - ・ 公正な立場から許可権者に意見を述べるため、市町村農業委員会選任委員の見直しによる農業委員会の機能強化を図ること、を提案。

5. 都市計画でも根幹である都市計画区域の設定、都市計画区域のマスタープラン、区域区分の権限は都道府県が担っているのではないかについて（農水省提出資料2-2、P4上段）

- 都市計画区域の設定、区域区分はゾーニング。個別の土地利用の許可である農地転用許可について、一部が未だに国の権限とされ、残りも都道府県にまでしか移譲されていないことは大きな問題と認識。
- 都市計画法では、個別の土地利用の許可である開発行為の許可は中核市（旧特例市）まで自治事務として移譲されており、国・都道府県の関与は存在しない。

6. 地権者や開発業者からの圧力に直接晒されているという点で、市町村は国や都道府県と異なり、許可権者として不適切ではないかについて（農水省提出資料2-2、P5下段）

- 土地利用行政はまちづくりの基本であることから、基礎自治体である市町村が担う方向で地方分権改革が進められてきたところ。
- 地権者や開発業者を含め、あらゆる主体からの声に直接晒されるのが市町村行政であり、それが故に不適切とは考えていない。

7. 農地転用許可事務の実態調査結果について（農水省提出資料2-2、P6上段）

- 法令に違反した事務処理については、真摯に反省し、再発防止を徹底する必要があるもの。
- しかしながら、例えば、資料1-3、P4「立地基準の適用を誤ったもの」としているもののうち、道路による集団性の分断については、
  - ・ 農地法施行令では「おおむね十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」（第11条第1号、第19条第1号）
  - ・ 農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」で、「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう」（第2の1の（1）のイの（ア）のa）
  - ・ さらに、農水省HPに掲載されている「農地転用許可事務に係る運用の考え方について」において「道路が集団的に存在する農地の中を通過して敷設されていたとしても、当該道路が片側一車線である場合など、農業機械が容易に当該道路を横断することができると判断される場合には、一団の農地として取り扱う必要があります」とされており、通知やHP掲載情報のうち、どこまでが農水省による法令の解釈で、どこからが技術的助言なのか判然としないもの。
- したがって、地方六団体提言では、
  - ・ 農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について国と地方の間での定期的な意見交換の場を速やかに実施すること、
  - ・ 意見交換、農地転用事務実態調査の結果等を踏まえ、法令の基準と技術的助言の区分を明瞭にするとともに、それぞれの内容の明確化を図ることとしているところ。